

改定熊本市景観計画骨子（案）

目次

・計画の目的・改定の背景・計画の位置付け	_____	P2
・現計画の検証		
検証① 景観施策の経緯（現計画策定後）	_____	P3
検証② 景観関連計画・関連施策実施状況調査結果（概要）	_____	P4
検証③ 市民アンケート	_____	P5~7
・課題と対応	_____	P8
・改定計画の全体構成	_____	P9
・理念 目標 基本方針	_____	P10
・主な改定内容		
ゾーン・軸・地域拠点の景観形成方針	_____	P11
重点地域の景観形成方針	_____	P12
公共施設の景観整備の進め方	_____	P12
評価検証	_____	P13
・今後のスケジュール	_____	P13

計画の目的・改定の背景・計画の位置付け

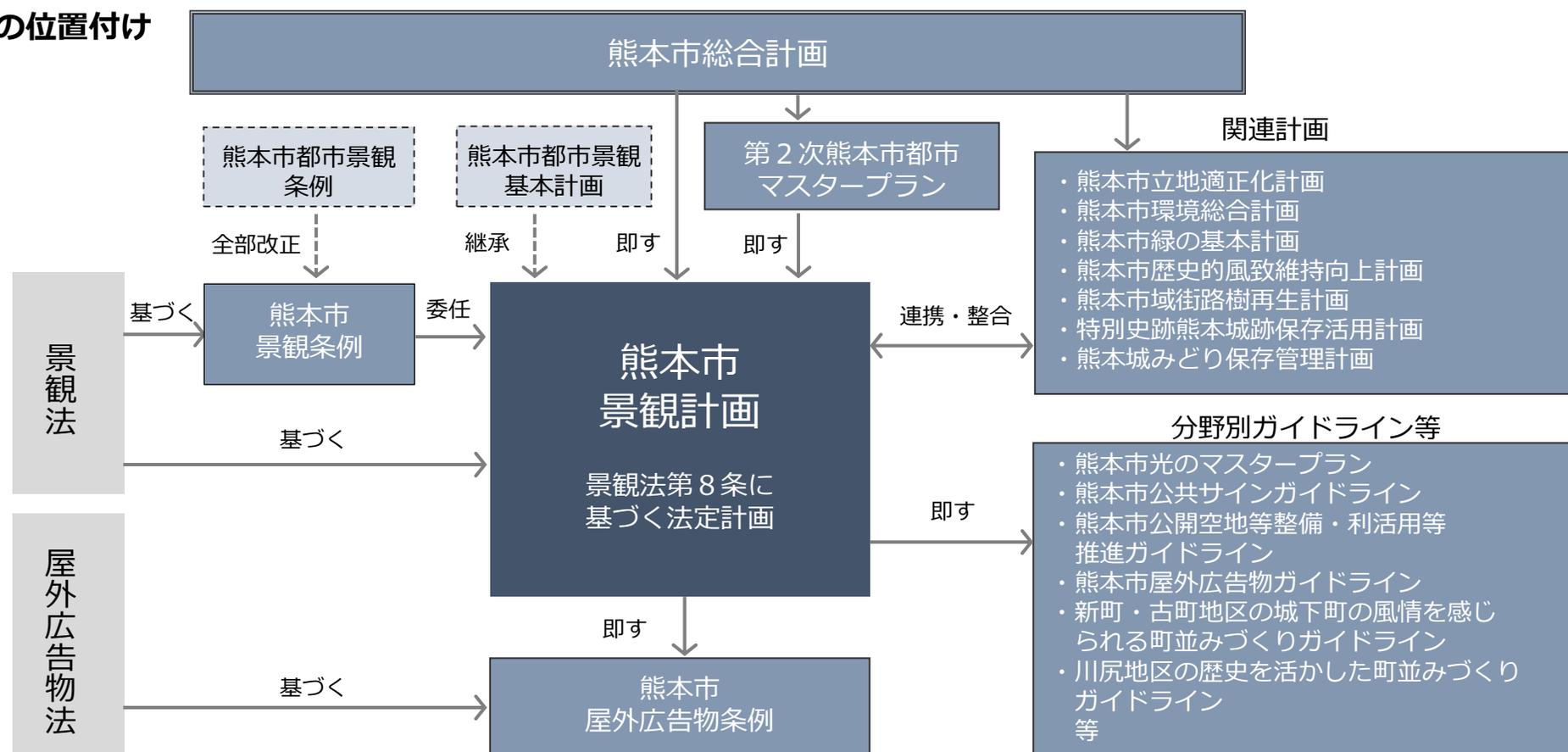
計画の目的

これまで実践してきた景観行政を基盤に、景観の形成を推進するための基本的な方針及び景観形成のための具体的な制限（景観形成の基準）を明らかにし、地域固有の特性を活かした良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進する。

改定の背景

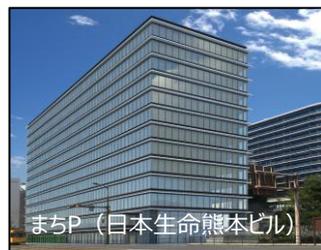
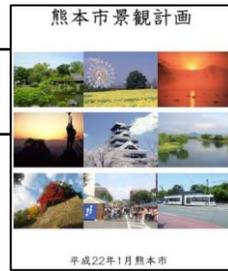
- ・ 現行の景観計画は、平成22年（2010年）1月施行から丸13年経過。その間に熊本地震の発生、熊本駅周辺整備や桜町・花畑地区再開発等の完成、各民間事業による建物更新等で都市景観は変化。
- ・ また、立地適正化計画、緑の基本計画等の本市の取組や、光のマスタープラン、公共サインガイドライン、屋外広告物ガイドライン等の関連計画や施策も進捗。
- ・ 関連計画や施策等との整合、景観変化や社会情勢に合わせた景観形成手法の反映等対応の必要性。

計画の位置付け



検証① 景観施策の経緯（現計画策定後）

年度	法令・計画・施策等	
H16 (2004)	<input type="checkbox"/> 景観法制定（H17.6.1全面施行）	
H19 (2007)	・ 熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド策定	
H21 (2009)	<input type="checkbox"/> 熊本市景観条例全部改正（H22.1.1施行） <input checked="" type="checkbox"/> 熊本市景観計画策定 （H22.1.1施行）	
H23 (2011)	・ 新町古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン策定	
H26 (2014)	<input checked="" type="checkbox"/> 桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本構想策定 <input checked="" type="checkbox"/> 川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン策定	
R2 (2020)	<input checked="" type="checkbox"/> 本市歴史的風致維持向上計画策定 <input checked="" type="checkbox"/> 熊本市公共サインガイドライン策定 <input checked="" type="checkbox"/> 熊本市光のマスタープラン策定 ・ まちなか再生プロジェクト開始 ・ 公共空間のデザイン調整システム開始	
R3 (2021)	<input checked="" type="checkbox"/> 熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン策定 ・ 夜間景観実証実験開始	
R4 (2022)	<input checked="" type="checkbox"/> 熊本市屋外広告物ガイドライン策定 ・ 太陽光発電施設を大規模行為届出対象に追加	



現計画の検証

検証② 景観関連計画・関連施策実施状況調査結果（概要）

1. 調査対象
2. 調査方法

①熊本市景観計画及び関連計画
ヒアリングシートを作成・配布

②景観形成に係る事業や施策

※R4年11月調査のためR4年度の担当課名記載。R5年度担当課は括弧書。

テーマ	調査対象計画・事業等	担当課	現状	景観計画改定に向けての主な課題と対応
大規模建築物の規制誘導	①熊本市景観計画	都市デザイン課	<ul style="list-style-type: none"> 大規模行為届出実績は、概ね年間200～300件程度で推移。 勧告、命令の措置実績は無い。 公共サインガイドライン、屋外広告物ガイドライン等策定、運用中 現計画策定当初から視点場の変更は無し。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種ガイドライン等の景観計画への反映 視点場の定義・必要性が不明確。
	②まちなか再生プロジェクト	都市デザイン課	<ul style="list-style-type: none"> これまでの活用9件（内、高さ特例承認は3件） すぐれたデザインの建築、歩行空間整備等が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ特例承認の明確化した基準の景観計画への反映 整備された公開空地の利活用
緑地・緑化	③熊本市緑の基本計画	環境共生課 (みどり政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 各緑化重点地区においてアクションプログラムを策定し、市民協働の取組を順次実施。 保存樹木指定及び同樹木維持管理の支援、民有地への緑化助成 市電軌道敷の緑化、公共地緑化へのスポンサー花壇制度導入や花苗配布 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の景観づくりに関する明確な記載が現景観計画にない 緑の基本計画第5章（緑化重点地区・ゾーンと軸の設定）と景観計画の整合連携
	④水前寺江津湖公園利活用・保全計画	公園課 (みどり政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 動植物園に展望デッキ新設 デザインを統一したサイン整備、電球色のLED照明灯整備。 デザインを統一した遊歩道整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画の重点地域として、継続的に景観に配慮した整備
歴史的景観	⑤特別史跡熊本城跡保存活用計画 熊本城復旧基本計画	文化財課 熊本城総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 天守閣、長堀復旧 光のマスタープランに基づくライトアップ実施 「熊本城みどり保存管理計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「熊本城みどり保存管理計画」との整合・連携 復旧プロセスの景観要素としての位置付け
	⑥熊本市歴史的風致維持向上計画	都市デザイン課	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致形成建造物の保存・修景等への助成、熊本地震で被災した町屋等への復旧費助成、町屋利活用モデル事業助成等により、歴史的建造物の保存・活用の取組が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成対象建造物以外の建造物も歴史的な町並み形成に寄与するよう、景観形成基準の記載。
	⑦新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくり事業	都市デザイン課	<ul style="list-style-type: none"> 「新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン」に基づき、助成事業を活用しながら町並み形成が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの内容や実績等について掲載。
	⑧熊本市川尻地区の歴史を活かした町並みづくり事業	都市デザイン課	<ul style="list-style-type: none"> 「熊本市川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン」に基づき、助成事業を活用しながら町並み形成が進んでいる。 	
道路景観	⑨熊本市道路整備プログラム	道路計画課	<ul style="list-style-type: none"> 熊本駅周辺地域の都市計画道路整備事業において、有識者を交えたデザイン会議を活用し、景観に配慮した道路附属物の配色や案内表示板の表記のデザインを統一。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に限らず、公共施設（河川、公園等）、公共建築物等の施設整備における景観配慮事項等が明確でない。 令和2年から都市デザイン課が事務局として実施している公共空間のデザイン調整システム(景観審議会専門委員による景観調整会議)に諮る対象施設の明確化と景観計画への明記。
	⑩熊本市無電柱化推進計画	道路保全課	<ul style="list-style-type: none"> 熊本城周辺地域、熊本駅周辺地域において、災害時の道路機能及び安全で快適な通行空間の確保を行うとともに、景観に配慮した電線類の地中化を実施。 	
	⑪熊本市街路樹再生計画	道路保全課 (みどり公園課)	<ul style="list-style-type: none"> 市民ワークショップやパブリックコメントを実施し、令和4年10月に改定。 危険木の伐採と計画的な整枝剪定の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の景観づくりに関する明確な記載が現景観計画にない
夜間景観	⑫熊本市光のマスタープラン	都市デザイン課	<ul style="list-style-type: none"> 光のマスタープランに即した熊本城天守閣ライトアップ、水前寺江津湖公園の照明施設改修の実施 夜間景観実証実験の継続的実施(白川夜市、成趣園参道、子飼商店街等) 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成基準へ夜間景観に関する内容の明記 夜間景観形成に向けた地域での取組を紹介
屋外広告物	⑬熊本市屋外広告物条例	都市デザイン課	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の許可申請数は年平均1,000件程度。 屋外広告物の景観誘導に向けたガイドラインを策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物規制（許可）と屋外広告物景観向上（誘導）策の連携。
	⑭熊本市公共サインガイドライン	都市デザイン課	<ul style="list-style-type: none"> 熊本城周辺地域、水前寺江津湖周辺地域、熊本駅周辺地域のサイン整備 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの内容や実績等について掲載。

現計画の検証

検証③ 市民アンケート

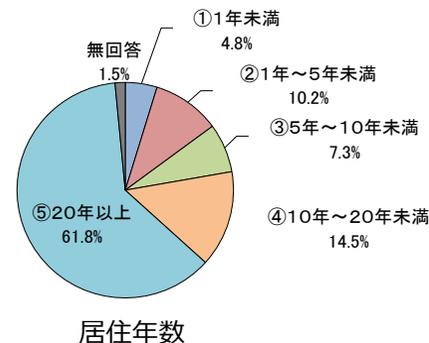
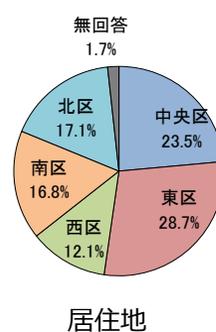
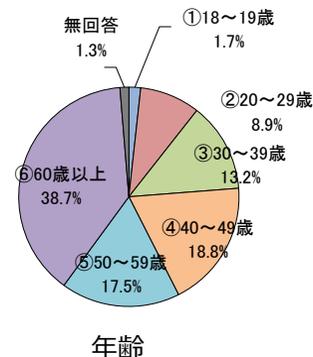
●調査方法

実施方法：郵送による調査票の配布、インターネット又は郵送による回答
 調査対象：市民2,000人（住民基本台帳に登録されている満18歳以上の中から無作為抽出）
 調査期間：令和4年12月15日～令和5年2月3日

●回収結果

回答者数：463人（回答率23.2%） ※必要サンプル数384人（信頼度95%、許容誤差5%）
 インターネットによる回答者数156人（全回答者数の33.7%）
 郵送による回答者数307人（全回答者数の66.3%）

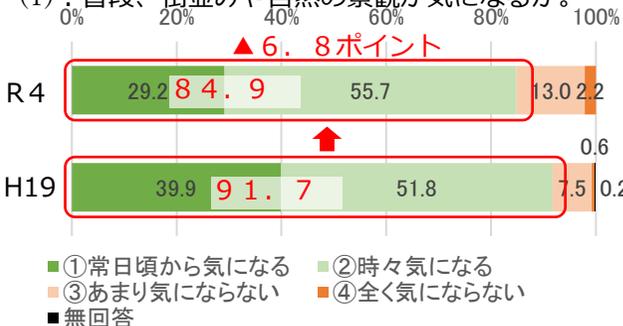
回答者の属性



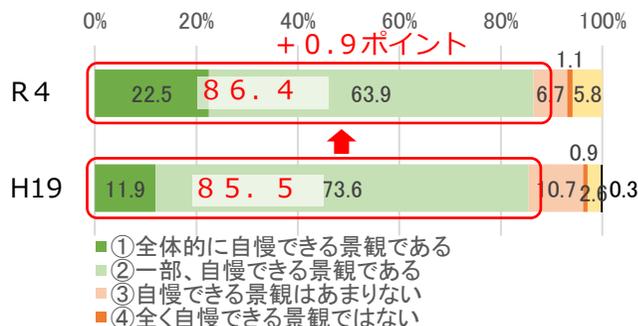
アンケート結果

H19（前回調査時）とR4（今回調査時）の比較

(1)：普段、街並みや自然の景観が気になるか。



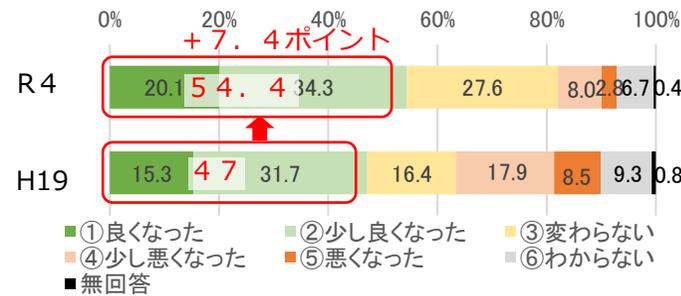
(2)：熊本市の景観について、全体的にどのように思うか。



(3)：ご自身の住まい周辺の景観についてどのように思うか。



(4)：熊本市の景観は、10年程前（熊本市に住んで10年未満の方は住み始めた頃）と比べてどうなったと感じるか。



分析

・「(2)市の全体的な景観」、「(3)住まい周辺の景観」、「(4)10年前と比べた景観」はH19と比較すると景観が良好と感じる市民の割合が向上。

・一方で、「(1)普段、街並みや自然景観が気になるか」は、気になる割合が低下。これは、(2)～(4)の結果から考えると、市域や居住地周辺の景観がより良くなっていることが要因と思われる。

・また、景観は自慢できると感じる割合が(2)の市全体では86.4%に対し、(3)の住まい周辺では56.8%と、差が29.6ポイントとなっており、身近な景観に対する印象は向上しているものの未だ低い。

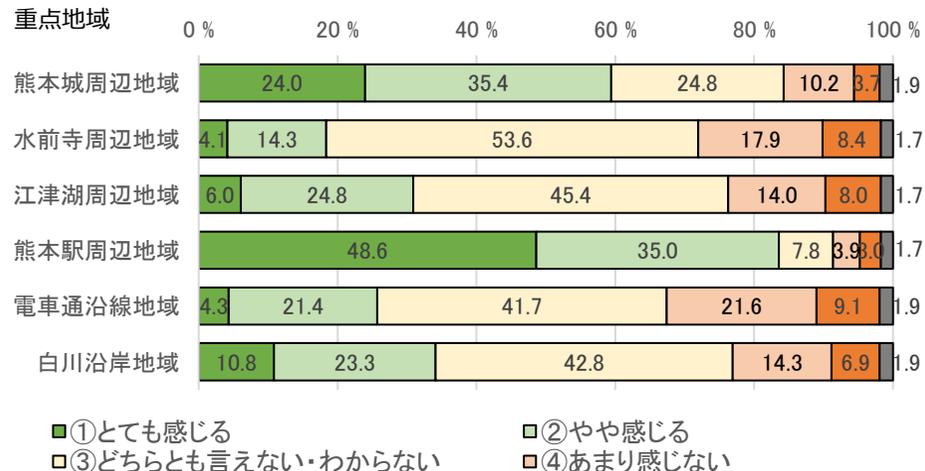
景観計画改定に向けての主な課題と対応

・居住地等の身近な地域や地区における、景観向上に向けた取組の新規記載

・景観の関心向上に向けた情報発信強化

アンケート結果

(5)：以前（10年程前）と比べて、魅力的になった、自慢できるようになったところが増えたと感じるか。



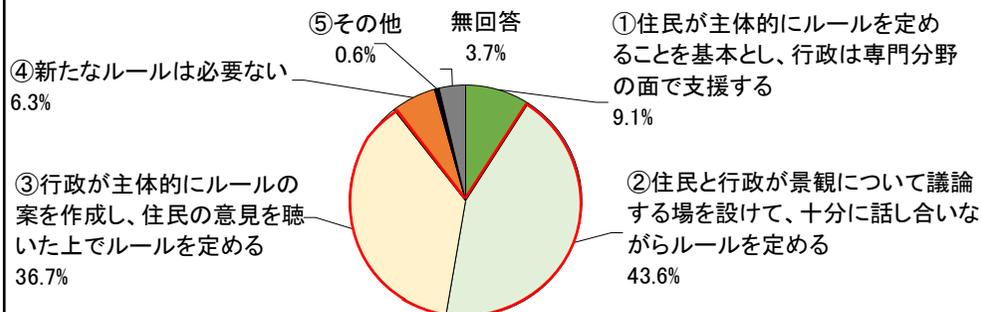
分析

- 熊本城周辺地域と熊本駅周辺地域の魅力が増えたと感じる割合が高いのは、地区ガイドライン等をもとに、桜町・花畑地区、熊本駅周辺地域の整備が完了し、景観が向上したためと考えられる。
- 一方、水前寺周辺地域、江津湖周辺地域、電車通沿線地域、白川沿岸地域は、「どちらとも言えない」の割合が約半数となっている。これは、景観面での大きな変化が見られないためと考えられる。

景観計画改定に向けての主な課題と対応

- 江津湖、白川沿岸など水と緑の景観を生かした利活用に資する取組を進めていく。
- 水前寺周辺地域は、成趣園からの眺望に配慮した景観形成基準の順守を引き続き指導していく。
- 電車通沿線地域は、景観形成基準の順守の指導と共に、道路や電停、バス停の整備の際の景観調整の取組を進めていく。

(6)：より美しい街並みやうるおいのある豊かな生活環境をつくるため、地域拠点で景観に関するルールを定めるとしたら、どのように取り組んでいくべきだと思うか。



- ルールづくりにおいては、住民参画により取り組むことが求められている。

- 地域拠点等における市民参画による景観づくり手法などを記載。

アンケート結果	分析	景観計画改定に向けての主な課題と対応																						
<p>(7) : 熊本らしい景観づくりをすすめる上で、熊本市が今後力を入れていくべきことは、どのようなことか。(複数回答可、3つまで)</p> <table border="1"> <caption>アンケート結果 (7)</caption> <thead> <tr> <th>割合</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>63.5%</td> <td>1. 緑や水辺など自然が感じられるまちづくりを進める</td> </tr> <tr> <td>44.7%</td> <td>2. ゆとりと賑わいを感じられる、歩きたくなる街なかづくりを進める</td> </tr> <tr> <td>32.4%</td> <td>3. 公共建築物、道路、公園など、公共施設のデザインを優れたものにする</td> </tr> <tr> <td>30.0%</td> <td>4. 景観上価値のある歴史的な建造物やシンボリックな樹木などの保全を支援する</td> </tr> <tr> <td>21.2%</td> <td>5. 景観づくりの目標や基本方針、ルール(規制)などを示し、説明・指導する</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p>	割合	内容	63.5%	1. 緑や水辺など自然が感じられるまちづくりを進める	44.7%	2. ゆとりと賑わいを感じられる、歩きたくなる街なかづくりを進める	32.4%	3. 公共建築物、道路、公園など、公共施設のデザインを優れたものにする	30.0%	4. 景観上価値のある歴史的な建造物やシンボリックな樹木などの保全を支援する	21.2%	5. 景観づくりの目標や基本方針、ルール(規制)などを示し、説明・指導する	<ul style="list-style-type: none"> ・自然(緑や水)を感じるまちづくりに関する意識が高い。 ・歩きたくなる街なかや、優れたデザインの公共施設整備が求められている。 ・一方、歴史的な建築物や樹木などの保全も求められている。 ・景観づくりの目標やルールなどの周知と普及が求められている 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の景観に関する内容を充実 ・公開空地の活用など、ウォークアブルなまちづくりについて記載 ・景観に配慮した公共施設(建築物、道路、河川等)整備について考え方を記載。 ・市民との協働によるまちづくりに関する記載を充実。 ・景観に関する各種ガイドラインを反映 										
割合	内容																							
63.5%	1. 緑や水辺など自然が感じられるまちづくりを進める																							
44.7%	2. ゆとりと賑わいを感じられる、歩きたくなる街なかづくりを進める																							
32.4%	3. 公共建築物、道路、公園など、公共施設のデザインを優れたものにする																							
30.0%	4. 景観上価値のある歴史的な建造物やシンボリックな樹木などの保全を支援する																							
21.2%	5. 景観づくりの目標や基本方針、ルール(規制)などを示し、説明・指導する																							
<p>(8) : 熊本城周辺地域の一般地区に定めている、建築物の高さ基準について、今後どのようにしたほうが良いか。</p> <table border="1"> <caption>アンケート結果 (8) H19</caption> <thead> <tr> <th>割合</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66%</td> <td>② 現行のとおりでよい。</td> </tr> <tr> <td>26%</td> <td>① 現行より、厳しく制限すべきである。</td> </tr> <tr> <td>9.5%</td> <td>無回答</td> </tr> <tr> <td>1%</td> <td>④ その他</td> </tr> <tr> <td>6.7%</td> <td>③ 現行の指導は必要ない。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>アンケート結果 (8) R4</caption> <thead> <tr> <th>割合</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>69.1%</td> <td>② 現行のとおりでよい。</td> </tr> <tr> <td>14.7%</td> <td>① 現行より、厳しい基準にすべきである。</td> </tr> <tr> <td>9.5%</td> <td>無回答</td> </tr> <tr> <td>6.7%</td> <td>③ 現行より、基準を緩和した方がよい。</td> </tr> </tbody> </table>	割合	内容	66%	② 現行のとおりでよい。	26%	① 現行より、厳しく制限すべきである。	9.5%	無回答	1%	④ その他	6.7%	③ 現行の指導は必要ない。	割合	内容	69.1%	② 現行のとおりでよい。	14.7%	① 現行より、厳しい基準にすべきである。	9.5%	無回答	6.7%	③ 現行より、基準を緩和した方がよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・H19前回調査時と同様に約7割が現行の基準のとおりで良いと考えている。 ・「より厳しい基準にすべき」との意見は、H19前回調査時の26%に対し今回調査では14.7%と11.3ポイント低下。 ・「より厳しい基準にすべき」や「基準を緩和した方がよい」という意見も一定数あるが、約7割の市民は中心市街地の賑わいや経済活動と景観の両立を目指す現行の基準で良いと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本城を眺める、熊本城から眺める景観を守りながら賑わいや経済活動の両立を図る現在の方針を引き続き進めていく。
割合	内容																							
66%	② 現行のとおりでよい。																							
26%	① 現行より、厳しく制限すべきである。																							
9.5%	無回答																							
1%	④ その他																							
6.7%	③ 現行の指導は必要ない。																							
割合	内容																							
69.1%	② 現行のとおりでよい。																							
14.7%	① 現行より、厳しい基準にすべきである。																							
9.5%	無回答																							
6.7%	③ 現行より、基準を緩和した方がよい。																							

まとめ

課題
市民は水と緑への関心が高いが、現行計画では水と緑を活かした景観形成に関する考え方が明確ではない。
熊本市緑の基本計画改定、熊本市域街路樹再生計画策定、熊本城みどり保存管理計画策定、森の都推進部の発足等、緑に関する取組に対し、連携・整合が図られていない。
暮らしに身近な住まい周辺の景観満足度が低い。
視点場（視対象を眺める視点のある場所）の定義・必要性が不明確。
公共施設（道路、河川、公園等）、公共建築物等の施設整備に対し、景観形成の方針や配慮事項等が示されていない。
公共空間のデザイン調整システム（景観審議会専門委員による景観調整会議を活用）を令和2年から運用しているが、対象施設等の基準が明確ではない。



対応
水と緑の景観形成の方針を新たに記載するとともに、関連計画との整合を図る。
良好な地域景観の形成に向けた方針等について記載。
<ul style="list-style-type: none">・視点場の定義・必要性の明記。・視点場からの眺望の保全に向けた景観形成基準を示す。・現計画の視点場の検証・見直し。
<ul style="list-style-type: none">・公共施設整備における景観形成の基本的な考え方、整備主体の枠を超えた連携調整等について明記。・公共空間のデザイン調整システムの活用促進のため、対象基準を明記

序章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的
2. 景観計画の位置づけ
3. 景観形成の意義
4. **熊本市の景観特性**

第1章 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）

第2章 良好な景観の形成に関する方針

（景観法第8条第3項）

第1節 めざす将来像

1. **景観形成の理念**
2. 景観形成の目標と**基本方針**
3. 景観の全体像
4. 景観形成の基本的な考え方の体系

第2節 景観形成方針

1. 景観形成のよりどころとなる視線
2. ゾーン・軸・**地域拠点の景観形成方針**
3. **重点地域の景観形成方針**
4. 特定施設届出地区の景観形成方針
5. 熊本空港周辺景観形成地区の景観形成方針

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

1. 大規模行為届出
2. 特定施設届出地区
3. 景観形成地区

第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針に関する事項（景観法第8条第2項第3号）

1. 景観重要建造物の指定の方針
2. 景観重要樹木の指定の方針

第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

（景観法第8条第2項第4号イ）

1. 屋外広告物に関する行為の制限の方針
2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

第6章 景観に配慮した公共施設の整備

1. 公共施設の景観整備の進め方

2. 景観重要公共施設の整備に関する事項について
（景観法第8条第2項第4号ロ）

第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 （景観法第8条第2項第4号ニ）

第8章 **市民との協働**

第9章 **計画の評価・検証**

理念 地域との協働による景観形成の推進を表す「理念」とする

※赤字：修正・新規追加箇所

水と緑と歴史を活かし

地域と共に賑わいと活力を育む くまもとの景観づくり

現行：水と緑と歴史が育む 賑わいと活力が湧く くまもとの景観づくり

- ・良好な景観を創り育むため、能動的・主体的な内容へ
- ・立地適正化計画（地域拠点）の推進
- ・協働による景観づくりの促進

目標

熊本らしさを印象づける
重要な場所での
「眺望景観づくり」

市民の文化性、活力が感じ
られる「沿道景観づくり」

個性と愛着あふれる
「地域景観づくり」

多様な主体が参画する
「協働の景観づくり」

基本方針

熊本らしさを印象づけ、景観形成を先導する重要な地域の景観形成を推進します

重点地域（熊本城周辺地域 ・ 水前寺周辺地域 ・ 江津湖周辺地域 ・ 熊本駅周辺地域
・ 電車通沿線地域 ・ 白川沿岸地域）

郷土の自然や歴史を踏まえた熊本独自の基準により建築物等や屋外広告物を誘導します

建築物等の色彩、高さ、屋外広告物の景観形成基準を設定

良好な景観づくりを先導するため公共空間の質を向上します

公共空間のデザイン調整システム（景観審議会専門委員による景観調整会議を活用）

（新）豊かで美しい緑と水辺がつながる潤いある景観を創出します

重要な景観要素である「緑と水」による景観形成を推進するため追加

地域の個性の創出と市民による主体的な景観形成を推進する仕組みをつくります

地区別ガイドラインの策定、景観重要建造物・景観重要樹木の指定等

熊本市の景観特性

(新) 「熊本らしさ」の説明文を冒頭に追加

※赤字：新規追加箇所

- ・説明文案は下記のとおり
～どこにいても「自然・歴史・暮らし」が感じられる都市～
本市では、どこにいても、山々や公園、街路樹の緑、河川、湧水地の水等の豊かで美しい自然に囲まれながら、地域で継承される趣のある歴史文化を感じ、市民の暮らしや活動から生まれる活力と賑わいを楽しむことができます。
このような、どこにいても「自然・歴史・暮らし」が感じられる環境が「熊本らしさ」であり、本市の景観特性と言えます。
- ・景観特性は次の4点にまとめる
 - ①緑・水などの自然と一体化している都市
 - ②地域の歴史文化が継承された伝統ある都市
 - ③賑わいと活力を感じる熊本城を中心とした都市
 - ④暮らしに根付いた地域景観が広がる都市

ゾーン・軸・地域拠点の景観形成方針

「地域拠点の景観形成方針」を追加し、多核連携都市の実現に向けた地域拠点でのまちづくりに景観の視点を取り入れる

■ (新) 地域拠点の景観形成方針

- ・地域住民の意向を踏まえつつ、景観特性や土地利用、あるいは地域の歴史文化と調和を図る。
- ・住民や事業者、まちづくりセンター等と連携し、地域に相応しい景観形成を目指す。

■ ゾーンの景観形成方針

- | | | |
|---|---|--|
| <u>○都市型居住景観形成ゾーン（中心部）</u> <ul style="list-style-type: none">・熊本城への眺望や熊本城から阿蘇への眺望に配慮・都市の顔にふさわしい景観形成 等 | <u>○都市近郊型居住景観形成ゾーン（周辺部）</u> <ul style="list-style-type: none">・住宅地に隣接した工業・流通業務地は、住宅地との共存のために周辺環境に配慮・古くから市街化された住宅地は、落ち着いた雰囲気とuringおいのある緑豊かな景観形成 等 | |
| <u>○郊外型居住景観形成ゾーン（郊外部）</u> <ul style="list-style-type: none">・周辺の自然景観との調和に配慮 等 | <u>○田園景観・既存集落景観保全ゾーン</u> <ul style="list-style-type: none">・広がりのある田園景観の保全や周囲の自然と調和した景観形成 等 | <u>○自然環境景観保全ゾーン</u> <ul style="list-style-type: none">・市街地の背景として保全 |

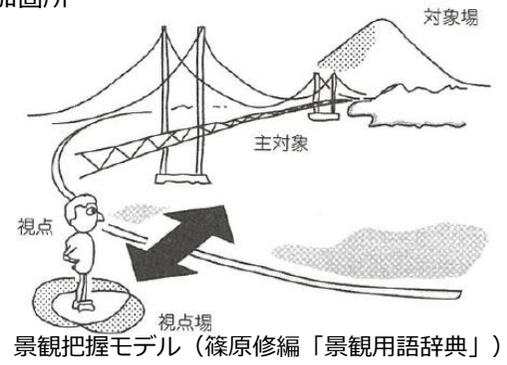
■ 軸の景観形成方針

- | | |
|--|---|
| <u>○沿道景観形成軸</u> <ul style="list-style-type: none">・国道3号・57号等、まちの個性を表現する魅力ある沿道等景観の形成・(主)熊本益城大津線（第2空港線）や(県)熊本港線等、空や港からの玄関口にふさわしい魅力ある沿道景観の形成 等 | <u>○水辺景観形成軸（白川、坪井川、加勢川等）</u> <ul style="list-style-type: none">・親水性の向上等により、軸としての連続性とuringおいのある水と緑の景観形成・河川と川沿いの街並みが一体的に感じられる水辺景観の形成 |
|--|---|

※赤字：新規追加箇所

重点地域の景観形成方針

- (新)** 景観保全の実効性を高めるため視点場の定義を明確化し、各視点場ごとに眺望の保全・向上の考え方を示す。
- (新)** 熊本城への眺望景観保全のための視点場を追加検討



- 視点場の定義と必要性を明記する。
 - (案)
 - ア 市民から支持される熊本市らしい視対象を眺めることが出来る地点、あるいは一定の範囲であること。
 - イ 眺望が、本市の賑わい創出や観光交流の拡大に寄与するものであり、当該眺望の保全、向上、活用が必要と考えられるものであること。
- (※定義については計画改定専門部会等で検討中)
- 視対象の眺め方により視点場を分類（止まって眺めるシーン景観と動きながら眺めるシークエンス景観）し、景観の味わい方のイメージを明確化
- 熊本城への眺望景観保全のための視点場を追加。
- 各重点地域における視点場からの眺望に関する保全・向上の考え方を明記

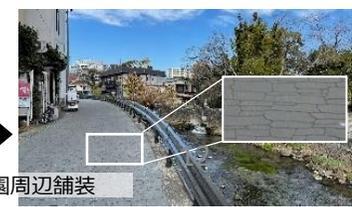


視点場追加候補例 (市民アンケートによる)

公共施設の景観整備の進め方

- (新)** 公共施設、公共建築物が景観形成の先導的役割を果たす姿勢を明確化し、デザイン調整を行うべき規模やエリア等の基準を設定

- 公共施設（道路、河川、公園等）、公共建築物等の景観に配慮した施設整備についての基本的考え方や国県市あるいは担当部署の枠を超えた連携調整の必要性を明記。
- 公共空間のデザイン調整（景観審議会専門委員による景観調整会議）の有効活用に向け、対象規模やエリア等の基準を設定。
- (例：景観計画の重点地域内、 建築面積1,000㎡又は高さ12m超 等)



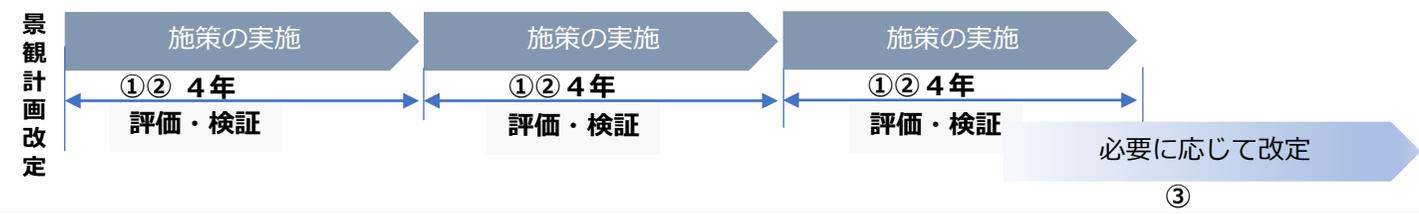
※赤字：新規追加箇所

市民との協働 **(新) 景観教育、フォトコンテストの継続・充実を追加**

- ・市民ワークショップで、小学生への景観教育やフォトコンテストの継続・充実の必要性に関する意見が多数。
- ・景観意識醸成のための施策として追加。

評価検証 **(新) 進行管理のための手法・スケジュールを位置付け**

- ・計画改定後、4年毎に評価・検証を実施。
- ・具体的には、①施策実施状況：4年毎 ②定点観測：4年毎 ③市民アンケート：改定時
- ・結果を踏まえ、必要に応じ計画改定



今後のスケジュール

令和5年度（2023年度）								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
骨子			素案			パブコメ		
4/24 専 ・骨子、素案	5月下旬 専 ・素案	7月上旬 専 ・素案	7月中旬 部 ・素案	7月上旬 景 ・骨子	10月上旬 部 ・素案	11月下旬 専 ・パブコメ反映	12月上旬 部 ・パブコメ反映	12月下旬 景 ・パブコメ反映
	政策会議 (骨子) 議会	議会	政策会議 (素案) 議会	議会	都計審 (仮)		議会	改定

凡例 専：専門委員景観調整会議 部：景観計画改定専門部会 景：景観審議会 都計審(仮)：都市計画審議会 13